

申告は、
2月16日 火 から

3月15日 月 まで

相談時間 9:00~12:00・13:00~16:00

●は、市役所申告相談日・税務署は、税務署出張申告相談日

《税理士の地区無料相談》

緑庁舎……………2月25日(木)
商工会西淡支所…2月26日(金)
商工会本所……………3月 3日(水)
商工会南淡支所…3月 4日(木)

| 2月 | 16日(火) | 17日(水) | 18日(木) | 19日(金) | 20日(土) | 21日(日) | 22日(月) | 23日(火) | 24日(水) | 25日(木) | 26日(金) | 27日(土) | 28日(日) | 《注意》 |
|-------------------|--------|----------|----------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|--------|----------|--------|--------|---|
| 三原会場 三原市民センター | ● | ● 税務署 | ● | ● | | | ● | ● 税務署 | ● | ● | ● | | | 《注意》 税務署の相談時間は、 9:30~12:00 13:00~15:00 沼島出張所・灘連絡所の相談時間は、 10:00~12:00 13:00~15:00 |
| 緑会場 緑庁舎2階 | | ● | | | | | | | | ● | | | | |
| 西淡会場 西淡第2庁舎集会室 | | ● | | ● | | | | ● | | | ● 税務署 | | | |
| 南淡会場 南淡庁舎3階 | ● | | ● 税務署 | | | | ● | 沼島出張所のみ | ● 税務署 | | 灘連絡所のみ | | | |

| 3月 | 1日(月) | 2日(火) | 3日(水) | 4日(木) | 5日(金) | 6日(土) | 7日(日) | 8日(月) | 9日(火) | 10日(水) | 11日(木) | 12日(金) | 13日(土) | 14日(日) | 15日(月) |
|-------------------|-------|-------|----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 三原会場 三原市民センター | ● | ● | ● 税務署 | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 緑会場 緑庁舎2階 | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | | | ● | | ● | ● |
| 西淡会場 西淡第2庁舎集会室 | | ● | | | ● | | ● | ● | | | ● | | ● | ● | ● |
| 南淡会場 南淡庁舎3階 | ● | | | ● 税務署 | | | ● | | | ● | | ● | | ● | ● |

※3月7日(日)・14日(日)の申告相談は、洲本税務署が閉庁のため、問い合わせ等にお答えできない場合があります。また、毎週木曜日の窓口時間延長での相談受付はしておりませんのでご了承ください。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

「確定申告書等作成コーナー」
自分で簡単に申告書が作成できます
「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などが作成できます。
作成した申告書は、印刷して郵送等で提出するか、インターネットで送信(e-Tax)することができます(公的個人認証付住基カードが必要)。
※市役所では、e-Taxで申告できません。



市役所で確定申告相談ができないもの

- ①土地建物等の売却に係る譲渡所得②消費税③贈与税
- ④株式等に係る譲渡所得⑤先物取引⑥配当所得
- ⑦青色申告▶▶▶▶▶

※送られてきた申告書の第一表住所の下をチェック!!

上記の申告は、市役所の相談会場では受付できませんので、直接洲本税務署あるいは、上記日程表の『税務署』、税理士の地区無料相談でお願いいたします。

洲本税務署 ☎24-1212
〒656-8656洲本市山手1-1-15

平成21年分 税の申告はお早めに!

今年も所得税の確定申告および市県民税の申告時期が近づいてきました。次ページの日程で申告の受付を行いますので、早めに準備をして、指定日に申告の手続きをお願いします。

所得税の確定申告

◎申告が必要な人

【給与所得者】

サラリーマンの所得税は、通常は年末調整で精算されておりますが、次のような人は申告が必要です。

- ①給与の年収が2千万円を超える人
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人(20万円以下の場合でも、市・県民税の申告は必要です)

◎2か所以上から給与を受けている人 等

【給与所得者以外の人】

- ①事業・農業・不動産所得がある人(売上げ等の収入と必要経費をまとめた収支内訳書の添付が必要)
- ②保険の満期や不動産等の売却収入があった人 等

洲本税務署 ☎24-1212

市・県民税の申告

◎申告が必要な人

平成22年1月1日現在、南あわじ市内に住所のある人は原則として申告書の提出が必要です。国民健康保険加入世帯は保険税軽減判定のため、また所得証明書などの公的証明書の発行のためには申告が必要ですので、収入がなくても必ず申告を行ってください。

◎申告が不要な人

- ①所得税の確定申告をした人
- ②平成21年中の所得が、1か所からの給与または公的年金のみの人(遺族年金・障害者年金以外)
※上記②の人は申告の必要はありませんが、障害者控除や寡婦・寡夫控除、雑損控除等を受けようとする場合は申告が必要です
- ③南あわじ市内に在住している親族の、税法上の扶養になっている人

洲本税務課 ☎43-5022



- 申告に必要なもの
- 「源泉徴収票」(「年金額のお知らせ」は不可)
 - 「医療費の明細書」と支払った医療費の「領収書」(コピーや医療費のお知らせは不可)
 - 「生命保険料・地震保険料支払証明書」
 - 「国民年金保険料控除証明書」(領収書不可)
※紛失した人や届いていない人は再発行が可能です
控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117
明石年金事務所 ☎078-912-4980
 - 「登記簿謄本」、「住民票の写し」、「売買・請負契約書の写し」、「住宅ローンの年末残高等証明書」
※住宅借入金等特別控除を受ける人
 - 申告者名義の口座番号等がわかるもの(通帳等)
 - 送付された申告書(送られてこない場合は不要)
 - 印鑑(シャチハタ不可)

医療費控除の手続き

平成21年1月~12月の本人と家族の医療費が10万円か、あるいは、所得の5%を超えた分(いずれか低い方の金額)については、医療費控除が受けられます(最高200万円まで)。



- ①医療を受けた人
- ②医療を受けた病院・薬局ごとに集計し、事前にご記入ください。



申告書が完成しており提出のみの人は、受付せずに申告相談会場で職員に直接手渡してください。

申告会場は混雑が予想されます。営業・農業等の収支内訳書や医療費控除の領収書等はあらかじめ分類して集計してからお越しください。毎年、申告開始直後の1週間や申告期限前の1週間、特に月曜日や各日午前中、雨天時が混雑しています。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

